第５回非上場会社の会計基準に関する懇談会 議事概要

Ⅰ．日　時　　平成 22 年 7 月 30 日（金）　10 時 00 分～11 時 00 分
Ⅱ．場　所　　経団連会館５階　パールルーム
Ⅲ．議事次第
(1) 開会
(2) 中小企業の会計に関する研究会の検討状況
(3) 報告書案の検討
(4) 閉会

Ⅳ．議事概要
⑴ 中小企業庁財務課長の濱野氏より、中小企業の会計に関する研究会の状況について説明がなされた。
⑵ 共同事務局リーダーである企業会計基準委員会の新井副委員長より、報告書案について説明が行われた後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

＜中小企業庁濱野課長からの中小企業の会計に関する研究会の状況の説明＞
・ 第１回の懇談会において、近藤政務官から中小企業庁の研究会と連携を図っていきたいという発言を受け、中小企業庁の研究会において検討を進めてきた。
・ 第６回の研究会では、中間報告書（案）に基づいて議論が行われ、検討対象とする中小企業の範囲は、属性で考えるべきか規模で考えるべきか等について引き続き議論が行われた。また中小指針とは別に新たな会計処理のあり方を示すものを策定し、それは国際会計基準の影響を受けないものにする、ということで本日の報告書(案)と同様の方向で議論が集約しつつある。
・ 中小企業庁の研究会においては、中小企業庁等が中心となって取りまとめるべき、または最低でも中小企業庁等が調整役として事務局を務め、民間関係者が中心となって取りまとめるべきといったご意見がでている。

＜意見交換における主な発言の概要＞
・ 報告書(案)はあまり違和感なく読めた。とくに現行の中小指針とは別に、現場目線で新たな会計指針をボトムアップで作成するということに賛成だ。ただ、会社法上の大会社以外の会社については一定の区分を設けるということになっているが、この一定の区分というのは、会社にとって、選択可能なものであって、強制適用でないことを望む。

- 会社法上の大会社以外の会社のところについては、ある特定の区分に属したからといって、その区分の指針を絶対適用しなければならないというものではない、と考える。ただ一定の区分を設けて、棲み分けは必要だと考えている。したがって、その区分で適用される指針を適用することが望まれるというような形だと考えている。
- 現在の中小指針もその適用を強制していない。例えば、会計参与設置会社が中小指針ではなくて正規の基準を適用することは当然かまわない。よって一定のある区分に当てはまる会社も、その上位に位置する会計基準、指針を採用することは排除しない。
- 新たな基準を具体的に作成する場合は、当然、中小企業団体中心に関係者が集まるのが良いと考える。その際には、ぜひとも各省庁にも力になってもらう必要がある。特に、中小企業庁には汗かいてもらう必要がある。そして金融庁や法務省にも尽力してほしい。税との関係が重要なので、各省庁で、財務省、国税庁と何らかの形で連絡を取ってもらえればありがたい。
- 会社法の立場からいうと、会計参与は、会社の規模等に関わりなく、株式会社であれば任意に設置することができるので、会社法上、会計参与の設置が想定されない会社はない。だから、報告書案に記載されている「会計参与の設置が想定されない会社」という表現は、事実上もしくは実際上想定されないという意味と理解している。よって、新たな基準を作成する際には、皆さんがイメージしているものを、関係者が検討し、その基準のなかに具体化してもらう必要があると考えている。
- 「会計参与の設置が想定されない会社」のところだが、例えば、修正案として、当面予定しないとか、そのような形でできるのではないか。
- 会社法の観点でいちばん重要だと考えるのは、報告書案の注27（最終の報告書では注38）にあるように、現在の中小指針と新たに設ける会計指針について、同一の状況にある会社の分配可能限度額が、基本的に同一になるように留意する必要がある、ということだ。その意味で、注27のなお書きで記載されているような、検証のあり方についても、この懇談会の再開・継続となるか、別の形となるかはともかく、十分検討してほしい。
- ほとんどの中小企業に適用可能な会計基準の策定を目指すという今回の報告書案は、我々中小企業の主張と一致するものである。新しい基準は、ユーザーである中小企業にも、わかりやすいものを作るため、中小企業団体である我々もぜひ基準作りに参画したいと思っているが、中小企業庁をはじめ、他の省庁も、ぜひそのところをしっかり目配りしていただきたい。実際にほとんどの中小企業に使ってもらえるような新指針ができたら、大変画期的なことであり、組織のネットワークを使い全国の中小企業への普及に努めたい。

また、現在の中小指針は、上場を目指す中小企業の次のステップとして大変重要なものと考える。非常にいい見直しができれば、それも併せて普及に努めたい。

- 会計を260万社ある中小企業の世界に入れないといけないという懇談会の共通の認識のもと、中小企業の実態を踏まえ、中小企業全般に企業会計の考え方を浸透させるという方向性がこの報告書案には、きちんと書かれている。これについて非常に高く評価している。我々中小企業団体は、それについて、その責任の一端をきちんと担わなければいけないと考えている。今後いろいろな作業が始まるときに、共通の方向性をもって議論が進むことを心から期待するとともに、関係省庁の協力がなければ、企業会計を中小企業の世界に浸透させるという新しい取り組みも、また定着もしないと考えているので、ぜひ引き続き協力をお願いしたい。
- 会社法では、非上場会社は一かたまりという思想でやってきたが、実際の対応を考えると、どこかで線を引いて、下から積み上げていくような、そんな使い勝手のいい会計基準というものを考えないと難しいと考える。
- 当初は、中小企業の会計を一つにまとめることができたら、と考えたが、中小指針とは別に、新しい指針を作成することに賛成する。新たな会計指針を作成すること自体は、さほど難しいことではないと思う。中小指針については、レベルの高い中小指針を、引き続き必要とする様々な企業群があるので、一定水準の維持に重点を置いてほしい。企業にしてみれば、いつかはそこを通らなければならないという、そういう崇高な指針をぜひ検討してほしい。
- 経済とか産業に与える影響という観点からは、現在の中小指針は大きな影響もっていると理解している。したがって、もう少し我々の努力で浸透させていくということが必要だろう。そのために、フレームワークは変えず、またレベルも変えないが、わかりやすくするということが大事だろう。ただ、多くの中小会社が、現在の中小指針のレベルで会計処理をさせることは実際難しい。だから、そのような会社群には、原則からはずれない、よりシンプルな基準を使ってもらえばよい。だから、どうしても何らかの線引きをしなければならないと考える。
- 報告書（案）の資料にあるとおり、各国は、中小企業に配慮した一定の簡略化の規定を設け、ひとつの基準のなかに中小企業のことに配慮した形でまとめている。したがって、境目なく全部の会社をカバーできるよう、新たな区分の指針を作るときには、配当可能限度額などに配慮してほしい。また指針間であまりにも段差が発生し、結果、会社が下から上の指針を適用する際に、継続性の問題などいろいろな問題に抵触しないよう配慮してほしい。
- わが国全体の会計制度や開示制度を考えると、連結財務諸表と単体財務諸表

の関係をどのように扱っていくか企業会計審議会で議論が行われているが、中小企業のなかでも国際指向をする会社があり、そのような会社に適用される会計基準又は指針についてどのように扱っていくか、制度論を踏まえた対応が必要であると思う。その場合、ＩＦＲＳに限りなく近いものを適用できることでよいのか、それとも連結先行のダイナミックアプローチで調整されていくものを適用できることでよいのかという議論も必要であるという感想をもった。

・ 新たに設けられる会計指針の作成主体に、ＡＳＢＪが加わるということになれば、各区分における会計基準・指針いずれの作成にもかかわることになり、先ほどあった段差の問題とかないよう、整合性に気をつけていきたい。その一方で、中小企業の関係者が強い思いをもって、新しい指針の作成に臨まれるので、そのあたりをよく理解した上で、組織をあげて対応したい。
・ そのとおりと思うので、次の機会のときにはぜひご協力をお願いしたい。
・ 次の段階もできれば皆さんが参加するような形で新しい指針を作成できれば、いちばんよろしいのではないか。
・ ここでの議論を通じて、中小企業の実態とはどういうものであるかについて、共通認識が徐々にではあるが、得られたと考えている。共同事務局のリーダーとして、共同事務局に加わっていただいた各団体の方々の協力に感謝したい。
・ 最後に座長として、ここまでご尽力いただいた関係者の皆様方、それから参考人で意見をいただいた方、それから省庁のオブザーバーの皆様にも厚く御礼申し上げる。皆様のご尽力とご協力でここまでこぎ着けられたということを、改めて座長としてお礼申し上げる。

以　上